

## 豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、グループホームにおける重症心身障がい者等の受入促進に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において重症心身障がい者等とは、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第19条の規定により豊田市の支給決定を受けた者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

(1)障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい者福祉サービス等及び基準該当障がい者福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号。以下「報酬基準」という。)の第5の1の注1の(2)に規定する重症心身障がい者であつて、寝たきり又は座位が取れるまでの状態のもの

(2)障がい支援区分5又は6に該当し、かつ別表第1に掲げる医療的ケアを必要とする者

### (補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、重症心身障がい者等を入居させ重症心身障がい者等の生活に必要な支援を実施するグループホームの運営を安定させることにより、地域における重症心身障がい者等の居住の場を確保し、障がい者の自己実現と自立の促進を図ることを目的とする。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる事業者は、法第5条第15項の規定による共同生活援助を実施するための事業所を市内に有し、重症心身障がい者等を入居させ、重症心身障がい者等の生活に必要な支援を実施する法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する事業者は、補助金の交付を受けることができない。

(1)役員に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものがある場合

(2)豊田市税を滞納している場合

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、共同生活援助の運営に要する経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第2に定める補助基準額に当該年度における重症心身障がい者等の利用日数を乗じた額とする。

### (補助の条件)

第7条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1)障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。)により必要とされる生活支援員の常勤換算値

以上の生活支援員配置をすること。

- (2) 1日の生活時間の終了後から翌日の生活時間の開始までの間の夜間帯において、重症心身障がい者等の入居する共同生活住居に夜間支援員を1名以上常駐させること。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ交付申請書(様式第1号)及び団体調書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- 2 複数の共同生活援助事業所を運営している者が補助金の交付を受けようとする場合は、補助金の交付を受けようとする事業所ごとに前項の書類を提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助事業者に通知しなければならない。

- 2 市長は、補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、市税の収納状況を確認することができる。

(計画変更)

第10条 補助事業者は、補助金交付決定通知を受けた後において、補助金交付申請時に見込んだ入居者のグループホームの利用見込み延べ日数または年度の途中に医療的ケアの必要な者が入居若しくは医療的ケアの必要なかった入居者に、新たに医療的ケアが必要となったことにより、医療的ケアの必要な者の利用見込み延べ月数を利用実績が上回ることが明らかになった場合は、直ちに市長に補助金変更承認申請書(様式第4号)を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第9条に規定する交付決定の内容を変更することができる。

(変更決定通知)

第11条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金等の交付の変更を承認したときは、補助金変更決定通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該年度分の共同生活援助事業の運営の完了した日から起算して30日を経過した日または翌年度の4月10日(その日が豊田市の休日を定める条例(平成元年条例第61号)に定める休日に当たるときは、その直前の休日に当たらない日)のいずれか早い期日までに市長に実績報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

(額の確定及び交付の方法)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき額を確定し、補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知した後に、当該額を交付する。

- 2 市長は、補助事業者から申請があった場合、当該年度分の共同生活援助事業の運営の完了前に補助金の全部又は一部を概算払することができるものとする。

- 3 補助事業者は、前項に規定する概算払を受けようとするときは、概算払申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 補助事業者は、第7条に規定する補助の条件に反したときは、市長が特別に認める場合を除き、既に交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(電子申請による特例)

第16条 第8条1項、第10条第1項、第12条の規定にかかわらず、申請者はあいち電子申請・届出システム(平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則)により、提出することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和12年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表第1

医療的ケア	たん吸引
	経管栄養
	モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度)
	導尿(自己導尿のできる者を除く)
	酸素療法
	人工呼吸器(レスピレーター)
	カテーテルの交換
	中心静脈栄養
	じょくそうの処置
	点滴(注射)の管理
	疼痛管理

別表第2

補助種別	補助単位	補助基準額(重症心身障がい者等1人当たりの日額)
支援体制 確保	共同生活住居 1か所あたり (年間4,500 千円を上限額 とする)	重症心身障がい者等が1人入居の場合
		医療的ケアが必要な者 11,200円
		重症心身障がい者 5,600円
		重症心身障がい者等が2人入居の場合
		医療的ケアが必要な者 8,400円
		重症心身障がい者 4,200円
重症心身障がい者等が3人以上入居の場合		
医療的ケアが必要な者 7,840円		
重症心身障がい者 3,920円		

年 月 日

豊田市長 様

申請者 住所  
名称  
代表者

(事業所名 )

豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助金交付申請書

年度において豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助金の交付を受けたいため、豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助事業の目的 地域における重症心身障がい者等の居住の場を確保し、障がい者の自己実現と自立の促進を図る
- 3 補助金の対象事業 共同生活住居における重症心身障がい者の支援
- 4 補助金所要額調書 別紙1のとおり
- 5 添付書類
  - (1)入居者調書(別紙2)
  - (2)共同生活住居への入居を確認できる書類(契約書、障がい福祉サービス等受給者手帳等)の写し
  - (3)団体調書(様式第2号)

<補助金申請の同意・誓約事項>

内容	同意・誓約欄 (☑チェックしてください。)
1 豊田市税を滞納していない。	<input type="checkbox"/>
2 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、市税の収納状況を確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>

<法人番号> ※不明な場合は国税庁HP「法人番号公表サイト」でご確認下さい。

法人番号 (13桁)												

## 別紙1

## 補助金所要額調書

共同生活住居名称		
入居者数	重症心身障がい者	人
	医療的ケア	人
	合計	人

## ＜支援体制確保＞

重症心身障がい者	補助基準額	円
	年間利用見込み延べ日数	日
	補助額	円
医療的ケアの必要な障がい者	補助基準額	円
	年間利用見込み延べ日数	日
	補助額	円
補助額合計		円

※重症心身障がい者等の入居する共同生活住居が複数ある場合は、住居ごとに作成してください。

## 別紙2

## 入居者調書

入居者氏名		
障がいの程度 (該当する方に○)	常時寝たきり	
	起立はできず、座位が可能	
医療的ケアの内容 (該当する項目に○)	たん吸引	
	経管栄養	
	モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度)	
	導尿(自己導尿のできる者を除く)	
	酸素療法	
	人工呼吸器(レスピレーター)	
	カテーテルの交換	
	中心静脈栄養	
	じょくそうの処置	
	点滴(注射)の管理	
疼痛管理		

指定基準第213条の規定により準用される第16条の規定により実施する心身の状況等の把握の結果、上記のとおり相違ありません。

年 月 日

管理者氏名



様

豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助金については、豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付することに決定します。

年 月 日

豊田市長

印

記

- 1 補助金の額 金 円  
(事業所名 )
- 2 補助金の対象事業 共同生活住居における重症心身障がい者の支援
- 3 補助金交付の条件は、豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助金交付要綱第7条のとおりとする。

豊田市長 様

申請者 住所  
名称  
代表者

豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助金変更承認申請書

年 月 日付け豊障発第 号で交付決定通知のあった豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助金について、下記のとおり変更したいので、豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助金交付要綱第10条の規定により変更の承認について申請します。

記

1 補助金変更申請額 金 円

2 変更の理由(次の該当する方に○)

入居者のグループホーム利用実績が、補助金交付申請時の利用見込み延べ日数を上回ることが明らかとなった	
医療的ケアの必要な者のグループホーム利用実績延べ月数が、補助金交付申請時の利用見込み延べ月数を上回ることが明らかとなった	

3 変更後の補助金所要額調 別紙3のとおり

4 添付書類

入居者調書(別紙2) ※新たに医療的ケアが必要な者が入居した場合に限る

様

豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助金変更決定通知書

年 月 日付け豊障発第 号で通知した豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助金の交付決定を次のとおり変更する。

年 月 日

豊田市長

印

記

- 1 変更決定額 金 円  
(事業所名 )
- 2 補助金交付の条件は、以下のとおりとする。
  - (1)障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。)により必要とされる生活支援員の常勤換算値以上の生活支援員配置をすること。
  - (2)1日の生活時間の終了後から翌日の生活時間の開始までの間の夜間帯において、重症心身障がい者等の入居する共同生活住居に夜間支援員を1名以上常駐させること。

## 別紙3

## 変更補助金所要額調書

共同生活住居名称		
入居者数	重症心身障がい者	人
	医療的ケア	人
	合計	人

## &lt;支援体制確保&gt;

重症心身障がい者	補助基準額	円
	年間利用見込み延べ日数	日
	補助額	円
医療的ケアの必要な障がい者	補助基準額	円
	年間利用見込み延べ日数	日
	補助額	円
補助額合計		円

※重症心身障がい者等の入居する共同生活住居が複数ある場合は、住居ごとに作成してください。

豊田市長 様

申請者 住 所  
名 称  
代表者  
(事業所名 )

豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助金実績報告書

年 月 日付け豊障発第 号で補助金等の交付決定を受けた 年度豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助事業を完了(廃止・中止)したので豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |            |   |        |
|------------|---|--------|
| 1 補助金交付決定額 | 金 | 円 =①   |
| 2 補助金実績額   | 金 | 円 =②   |
| 3 補助金精算額   | 金 | 円 =②-① |
| 4 補助金受入済額  | 金 | 円 =③   |
| 5 差引過不足額   | 金 | 円 =②-③ |

6 添付書類

- (1)補助金精算内訳書(別紙4)
- (2)共同生活住居への入居を確認できる書類(契約書、障がい福祉サービス等受給者手帳等)の写し※年度途中に入居した者に限る
- (3)重症心身障がい者等の利用実績がわかる書類(実績記録表等)の写し

## 別紙4

## 補助金精算内訳調書

共同生活住居名称		
入居者数	重症心身障がい者	人
	医療的ケア	人
	合計	人

## &lt;支援体制確保&gt;

重症心身障がい者	補助基準額	円
	年間利用延べ日数	日
	補助額	円
医療的ケアの必要な障がい者	補助基準額	円
	年間利用延べ日数	日
	補助額	円
補助額合計		円

※重症心身障がい者等の入居する共同生活住居が複数ある場合は、住居ごとに作成してください。

様

豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助金については、豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

年 月 日

豊田市長

印

記

- 1 補助金の額 金 円  
(事業所名 )
- 2 補助金の対象事業 共同生活住居における重症心身障がい者の支援

豊田市長 様

申請者 住 所  
名 称  
代表者  
(事業所名 )

豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助金概算払申請書

年 月 日付け豊障発第 号で補助金等の交付決定を受けた 年度豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助事業金の概算払を受けたいので、豊田市重症心身障がい者等のグループホーム受入促進補助金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付済額 金 円
- 3 補助金概算払申請額 金 円

4 概算払を必要とする理由(該当するものに○をつけてください。)

	事業実施に係る資金が不足し、事業を実施することができないため。
	その他 ( )

6 添付書類

- (1)概算払内訳書(別紙5)
- (2)豊田市指定請求書

## 概算払内訳書

## ＜支援体制確保＞

重症心身障がい者	円
医療的ケアの必要な障がい者	円
概算払申請額合計	円

※重症心身障がい者等の入居する共同生活住居が複数ある場合は、住居ごとに作成してください。